

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）

令和 7 年 3 月 2 1 日  
調達価格等算定委員会

再エネ海域利用法に係る次の海域での公募に関し、価格調整スキームを適用する場合の価格調整の上限については、原則どおり、40%とすることを確認した。

「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」

「秋田県由利本荘市沖」

「千葉県銚子市沖」

「秋田県八峰町及び能代市沖」

「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」

「新潟県村上市及び胎内市沖」

「長崎県西海市江島沖」

「青森県沖日本海(南側)」

「山形県遊佐町沖」

経済産業大臣におかれては、本意見を踏まえて、制度を運用することを求める。また、本意見の内容と異なる運用をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。